

【参考資料】

令和 7 年第 1 回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (奥州市一般職の職員の給与に関する条例 (第 1 条関係) 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (第 2 条関係) 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (第 2 条関係) 奥州市悪臭公害防止条例 (第 3 条関係) 奥州市モーテル類似施設建築規制条例 (第 3 条関係) 奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例 (第 3 条関係) 奥州市行政不服審査会条例 (第 3 条関係) 奥州市個人情報の保護に関する条例 (第 3 条関係))
議案第 4 号	奥州市商工業振興審議会条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	奥州市市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例 (奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第 1 条関係) 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第 2 条関係) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (第 3 条関係))
議案第 7 号	奥州市営バス条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	奥州市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたものの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3）略	（欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3）略

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの 第17条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略	第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略

奥州市悪臭公害防止条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
(罰則) 第17条 第11条の規定による命令（規制基準を遵守しないことによるものに限る。）に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第11条の規定による命令（規制基準を遵守しないことによるものに限る。）に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

奥州市モーテル類似施設建築規制条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（罰則） 第12条 第5条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。 2 略	（罰則） 第12条 第5条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。 2 略

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（罰則） 第18条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第18条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

奥州市行政不服審査会条例新旧対照表（第 3 条関係）

改 正 後	現 行
（罰則） 第 9 条 第 3 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 9 条 第 3 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

奥州市個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
附 則 （経過措置） 第3条 略 2・3 略 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号の実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくは職員であった者又は旧条例第12条第2項の委託を受けた業務若しくは同項の指定管理者が行う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第49条の個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、その業務に関して施行日前に知り得た旧個人情報で行政文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 旧実施機関の職員が施行日前にその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 略	附 則 （経過措置） 第3条 略 2・3 略 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号の実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくは職員であった者又は旧条例第12条第2項の委託を受けた業務若しくは同項の指定管理者が行う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第49条の個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、その業務に関して施行日前に知り得た旧個人情報で行政文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 旧実施機関の職員が施行日前にその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 略

奥州市商工業振興審議会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>商工観光部商工労政課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>商工観光部商業観光課</u> において処理する。

奥州市市営住宅管理条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																																						
(入居者の資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（第49条において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号までに、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被害者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族<u>又は次のいずれかに該当する者（以下これらを「親族」という。）</u>があること。 ア <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者</u> イ <u>パートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者間の関係をいう。）にある者として市長に表明した者</u> ウ <u>ファミリーシップ（互いを家族とし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。）にある者として市長に表明した者</u> エ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託された児童</u> (2) 入居しようとする者の収入がアからカまでに掲げる場合に应じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。 ア～エ 略 オ <u>入居者及び配偶者（前号ア及びイを含む。以下同じ。）のみの世帯であり、そのいずれもが39歳以下の者である場合</u> 259,000円 カ 略 (3)～(5) 略 別表第1（第3条関係） 公営住宅 <table><tr><th>住宅の名称</th><th>所在地</th><th>設置年度</th><th>戸数</th><th>構造</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">蓬平住宅</td><td rowspan="2">奥州市胆沢南都田字蓬平地内</td><td>平成3年度</td><td>5</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td>平成4年度</td><td>3</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	住宅の名称	所在地	設置年度	戸数	構造	略	略	略	略	略	蓬平住宅	奥州市胆沢南都田字蓬平地内	平成3年度	5	木造平家建	平成4年度	3	木造平家建	略	略	略	略	略	(入居者の資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（第49条において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号までに、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被害者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族<u>（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u>があること。 (2) 入居しようとする者の収入がアからカまでに掲げる場合に应じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。 ア～エ 略 オ <u>入居者及び配偶者（戸籍上の配偶者又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者をいう。以下同じ。）のみの世帯であり、そのいずれもが39歳以下の者である場合</u> 259,000円 カ 略 (3)～(5) 略 別表第1（第3条関係） 公営住宅 <table><tr><th>住宅の名称</th><th>所在地</th><th>設置年度</th><th>戸数</th><th>構造</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">蓬平住宅</td><td rowspan="2">奥州市胆沢南都田字蓬平地内</td><td>平成3年度</td><td>5</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td>平成4年度</td><td>3</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td rowspan="2">古戸団地</td><td rowspan="2">奥州市衣川古戸地内</td><td>昭和43年度</td><td>2</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td>昭和44年度</td><td>11</td><td>木造平家建</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	住宅の名称	所在地	設置年度	戸数	構造	略	略	略	略	略	蓬平住宅	奥州市胆沢南都田字蓬平地内	平成3年度	5	木造平家建	平成4年度	3	木造平家建	古戸団地	奥州市衣川古戸地内	昭和43年度	2	木造平家建	昭和44年度	11	木造平家建	略	略	略	略	略
住宅の名称	所在地	設置年度	戸数	構造																																																			
略	略	略	略	略																																																			
蓬平住宅	奥州市胆沢南都田字蓬平地内	平成3年度	5	木造平家建																																																			
		平成4年度	3	木造平家建																																																			
略	略	略	略	略																																																			
住宅の名称	所在地	設置年度	戸数	構造																																																			
略	略	略	略	略																																																			
蓬平住宅	奥州市胆沢南都田字蓬平地内	平成3年度	5	木造平家建																																																			
		平成4年度	3	木造平家建																																																			
古戸団地	奥州市衣川古戸地内	昭和43年度	2	木造平家建																																																			
		昭和44年度	11	木造平家建																																																			
略	略	略	略	略																																																			

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（扶養手当） 第5条 略 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1)～(5) 略</u> （住居手当） 第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第24条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	（扶養手当） 第5条 略 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6) 略</u> （住居手当） 第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第24条 第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1)～(5) 略</u> （住居手当） 第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。</u>）が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第26条 第5条及び第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。	（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6) 略</u> （住居手当） 第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第26条 第5条から第8条まで、<u>第10条及び第20条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
附 則 （奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 <u>第7条の規定による改正後の奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> （奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第7条 <u>第8条の規定による改正後の奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u>	附 則 （奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 <u>奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> （奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第7条 <u>奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第8条まで、第10条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u>

奥州市営バス条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(使用料の割引) 第 8 条 使用料の割引は、次の区分による。 (1) 片道普通使用料 ア・イ 略 ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第105条の 2 第 2 項</u>の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者であって、当該運転経歴証明書の交付年月日から起算して 3 年を経過しないもの 前条第 1 項の規定によって得た額の 5 割引 エ 略 (2) 略	(使用料の割引) 第 8 条 使用料の割引は、次の区分による。 (1) 片道普通使用料 ア・イ 略 ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第104条の 4 第 6 項</u>の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者であって、当該運転経歴証明書の交付年月日から起算して 3 年を経過しないもの 前条第 1 項の規定によって得た額の 5 割引 エ 略 (2) 略

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>80億6,571万8,033円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>81億1,448万6,543円</u> とする。

奥州市空家等の適正管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(所有者等の責務) 第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、<u>法第5条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u> (市の責務) 第4条 市は、<u>法第4条第1項の規定に基づき、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</u> (立入調査) 第5条 市長は、<u>法第9条に定めるもののほか、第12条の規定の施行に必要な限度において、その職員又は委任した者に、現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。</u> 2・3 略 (所有者等による空家等の適切な管理の推進) 第6条 市長は、<u>所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の共有、助言その他必要な援助を行うものとする。</u> (管理不全空家等の認定等) 第7条 市長は、<u>空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にある空家等を管理不全空家等として認定することができる。</u> 2 市長は、<u>前項の規定により管理不全空家等を認定したときは、遅滞なく、所有者等に次条に定める指導を付して通知するものとする。</u> 3 市長は、<u>認定した管理不全空家等が、必要な措置によりその状態が改善され、管理不全空家等に該当しない状態になったと認めるときは、遅滞なく、当該認定を解除するものとする。</u> (管理不全空家等に係る指導) 第8条 市長は、<u>法第13条第1項の認定に基づき、管理不全空家等に認定した空家等の所有者に対し、法第6条第2項第3号に規定する事項に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な措置をとるよう指導をすることができる。</u> (管理不全空家等に係る勧告等) 第9条 市長は、<u>前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特</u>	(所有者等の責務) 第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、<u>法第3条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。</u> (市の責務) 第4条 市は、<u>法第4条の規定に基づき、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</u> (立入調査) 第5条 市長は、<u>法第9条に定めるもののほか、第8条の規定の施行に必要な限度において、その職員又は委任した者に、現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。</u> 2・3 略

奥州市空家等の適正管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。</u> <u>2 市長は、前項の勧告を受けた管理不全空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を撤回するものとする。</u> (特定空家等の認定及び取消し) <u>第10条 略</u> 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ<u>第14条</u>に規定する奥州市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。 3・4 略 (公表) <u>第11条</u> 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、期間を定めて、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)～(3) 略 2 略 <u>第12条 略</u> (空家等対策計画) <u>第13条</u> 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項</u>の規定に基づき、奥州市空家等対策計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。 <u>2 計画には、法第7条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。</u> <u>3 市長は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u> (空家等対策協議会) <u>第14条</u> <u>法第8条第1項</u>の規定に基づき、奥州市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 略 <u>第15条</u> 協議会は、市長のほか、委員15人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第8条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。 2～5 略 <u>第16条・第17条 略</u>	(特定空家等の認定及び取消し) <u>第6条 略</u> 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ<u>第10条</u>に規定する奥州市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。 3・4 略 (公表) <u>第7条</u> 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、期間を定めて、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)～(3) 略 2 略 <u>第8条 略</u> (空家等対策計画) <u>第9条</u> 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項</u>の規定に基づき、奥州市空家等対策計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。 (空家等対策協議会) <u>第10条</u> <u>法第7条第1項</u>の規定に基づき、奥州市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 略 <u>第11条</u> 協議会は、市長のほか、委員15人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第7条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。 2～5 略 <u>第12条・第13条 略</u>

奥州市空家等の適正管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>（空家等管理活用支援法人の指定）</u> 第18条 市長は、法第23条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定することができる。 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該指定をした支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、法第23条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 <u>（支援法人の監督等）</u> 第19条 市長は、法第24条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第25条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市長は、支援法人が法第24条各号に掲げる業務を適切かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。 3 市長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、法第25条第3項の規定により、前条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。 <u>（支援法人への情報の提供等）</u> 第20条 市長は、法第26条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。 2 市長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、法第26条第2項の規定により、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。 3 前項の場合において、市長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、法第26条第3項の規定により、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。 4 前項の同意は、法第26条第4項の規定により、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。 第21条 略	第14条 略

奥州市個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(開示決定等の期限等) 第3条 法第83条第1項に規定する開示決定等の期限は、開示請求があった日から15日を経過する日とする。 2 法第84条前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について行う開示決定等の期限は、開示請求があった日から45日を経過する日とし、同条後段に規定する通知の期限は、開示請求があった日から15日を経過する日とする。	(開示決定等の期限) 第3条 法第83条に規定する開示決定等の期限は、開示請求があった日から15日以内とする。